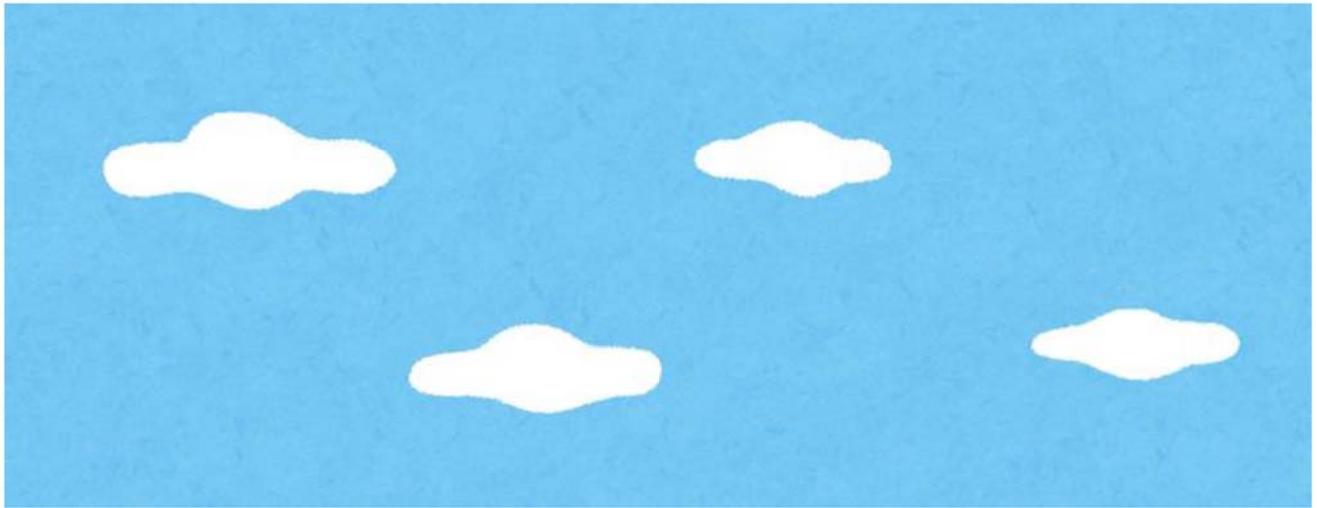


# 地域福祉と権利擁護Ⅲ

## (権利擁護の視点と活動)



東京大学大学院教育学研究科  
地域後見推進プロジェクト  
佐々木 佐織

### 事例 多重債務から抜け出し、夢の実現へ

Nさん 38歳 女性

#### 社協への相談

お金がないので、  
お金を貸してほしい

生活状況の  
確認

早急に支援が必要

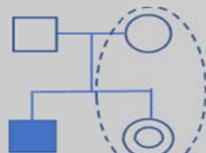


#### 相談時の状況

・サラ金5社	170万円
・税金	150万円
・住宅ローン	75万円
・その他の借金あり	
<b>総額</b>	<b>400万円</b>

#### 家族構成

- ・父 70歳 本州へ出稼ぎ
- ・母 58歳 病弱
- ・弟 20歳代で死去
- ・当時は母との二人暮らし



#### 生活支援開始

- ・日常生活自立支援事業の契約
- ・療育手帳の取得
- ・障害年金の申請
- ・生活保護の申請
- ・債務整理の手続き
- ・就労支援



地域の見守りと声かけ  
地域の協力が後押し



# Nさんの経過

現在、Nさん56歳

- ・青果会社に就労
- ・年金の受給開始



- ・約6カ月で生活保護廃止

約1年10カ月



債務整理終了

**過払い金の発生 350万円**  
・使い道は本人の希望で税金の納税と貯金

必要な支援があれば、暮らしたい場所で自分らしく暮らせる！

結婚

成年後見制度の利用

新居での暮らし

転職



地域

保佐人

家庭裁判所

職場

父・本人・夫

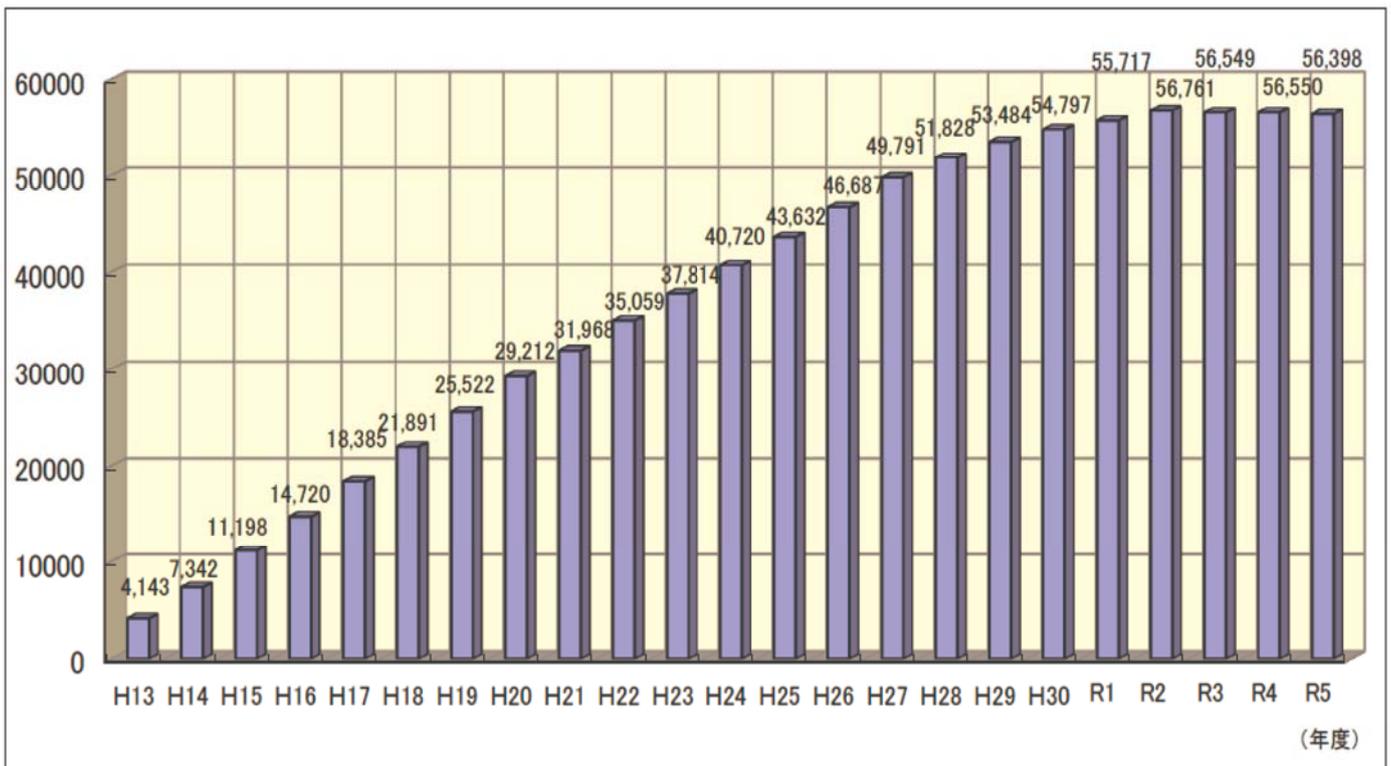
医療関係者

福祉関係者

本人の思い、生活状況の変化に応じて

## 日常生活自立支援事業の利用状況

令和5年度末時点の実利用者数



全国社会福祉協議会ホームページより

# 日常生活自立支援事業の特徴

- ① 判断能力が十分ではない人を対象にしつつも、あくまでも利用者本人が福祉サービスの利用等について、決めることができるように意思決定や各種の手続きを支援する事業であること
- ② 住民参加により支えられていること
- ③ 本事業だけで自己完結するのではなく、インフォーマルなサービス・活動も含めて地域の社会資源を活用し、利用者の生活を支える地域の援助のシステムをつくっていくなどの地域福祉の視点を重視していること

**基本**

**福祉サービスの利用援助**

**選択**

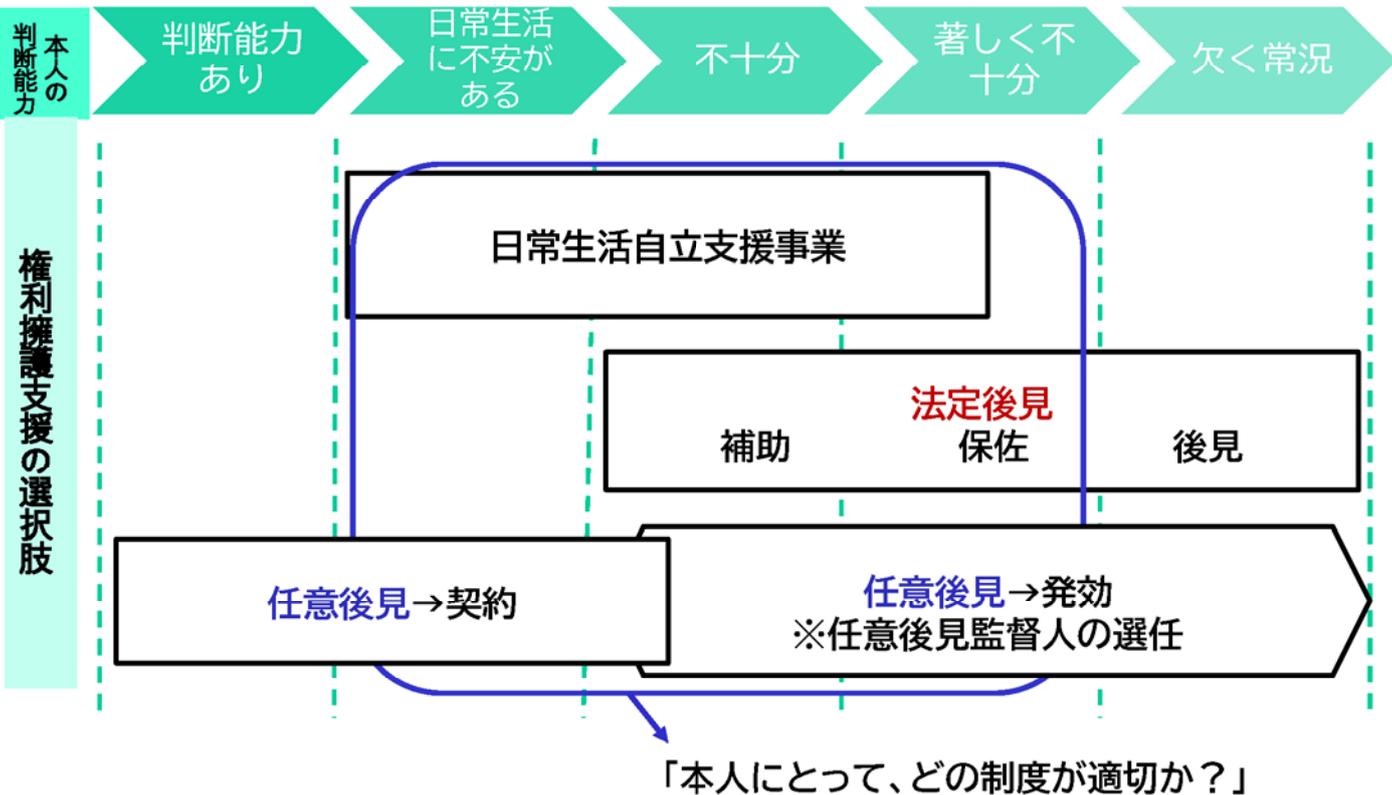
**日常的金銭管理サービス  
書類等の預かりサービス**

全国社会福祉協議会ホームページより

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度

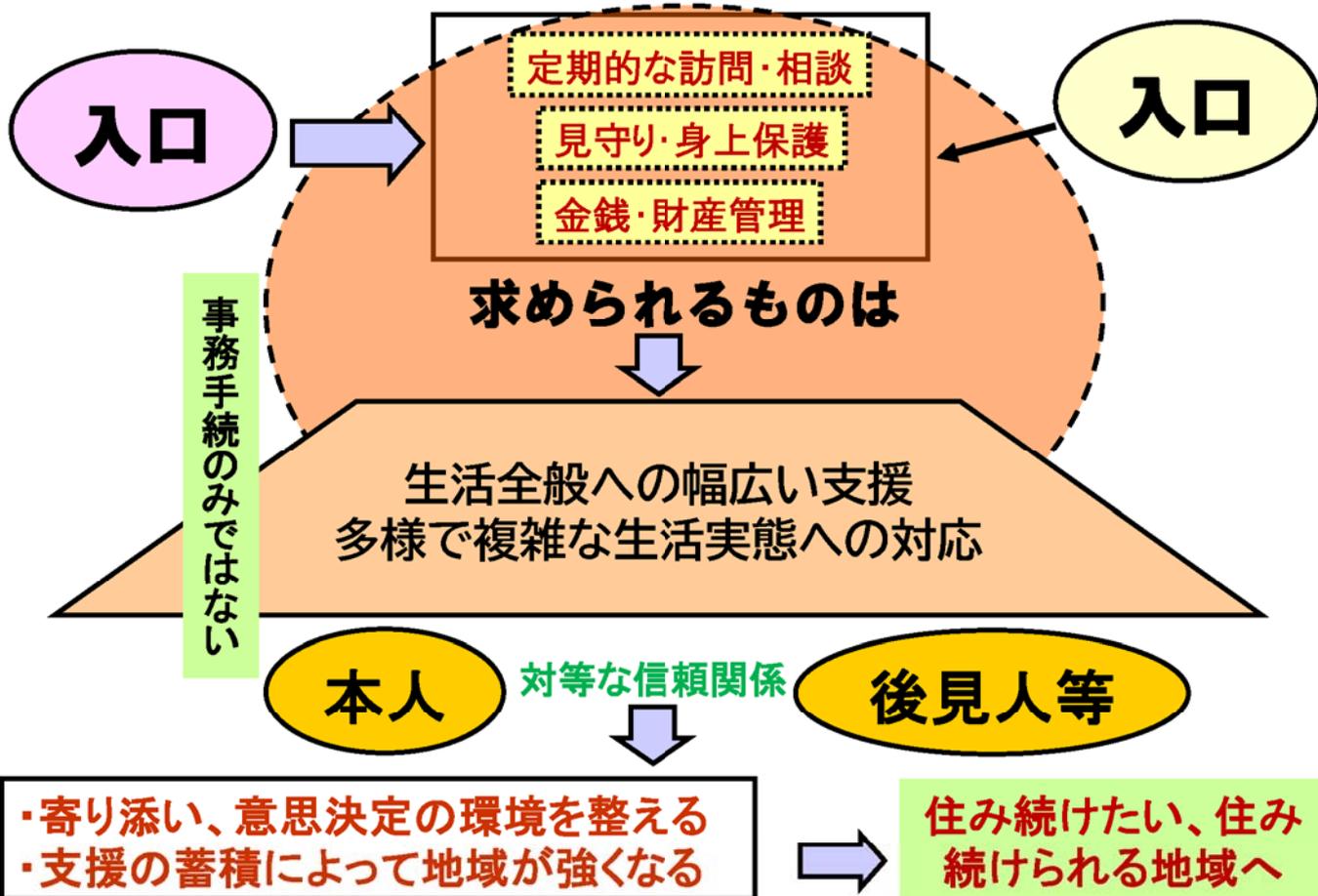
区分	日常生活自立支援事業	成年後見制度（法定後見）
対象者	日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等 精神上の障害により意思表示をする能力が不十分(補助)、著しく不十分(保佐)、欠く常況(後見)にある者
支援の内容	本人の意思に基づき、日常的な生活援助の範囲内での支援 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理 ③書類等の預かり物の保管 ※施設入所手続き等の代理行為は除く	本人の意思を尊重し、本人の行為全般について本人を代理する「後見」、必要とされる範囲の代理権、同意権・取消権の行使「保佐」「補助」によって本人を保護
援助の理念	契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助	①ノーマライゼーション ②自己決定権の尊重 ③身上保護の重視
支援者	市区町村社会福祉協議会 履行補助者として専門員、生活支援員	成年後見人、保佐人、補助人 (自然人及び法人)
費用	実施主体が決める利用料を利用者が負担 ※契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については無料	成年後見人等への報酬について家庭裁判所が本人の資産状況や支援の内容等を総合的に判断し決定
利用窓口 利用方法	市区町村社会福祉協議会に申し込み、契約締結能力をガイドラインにより確認後、契約締結審査会にて審査し決定	申立権者により家庭裁判所へ申し立て 医師の診断書等の必要書類を提出し、家庭裁判所の審判により決定
所管庁 法的根拠	厚生労働省・社会福祉法	法務省・民法

# 権利擁護支援に関する制度



※本人の意思、判断能力、ライフスタイル、人生のイベント、困っている事、不安に思っている事、財産状況など総合的に検討

## 権利擁護支援から考えさせられること



# 地域の重層的、包括的な支援

地域生活を根底から支える住民活動

## 権利擁護支援の重要性と多機能性

近隣の支え合い

日常の見守り、生活支援

+ 小地域ネットワーク活動

計画的・継続的・組織的な見守り、生活支援

+ 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

金銭管理を含む生活支援

+ 成年後見制度

法的代理人による財産管理・生活支援

誰もが支える人であり、支えられる人  
お互い様の関係づくり

判断力  
意思表示



## DVD「北の国」での支えあい

～南富良野町の権利擁護支援～

